

商工こすど

かわら版

第184号
小須戸
商工会

〔10月
の花〕
コスモス



必ずチェック最低賃金!

使用者も、労働者も。

新潟県最低賃金は、新潟県の現下の経済・企業・雇用動向等を踏まえ、十月三日よりの七百三十一円に改定されます。(改定前 七百十五円)

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及び労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む。)に適用されます。この機会に最低賃金を確認しましょう。詳しくは、今回お配りしたチラシをご覧ください。



女性のための創業セミナー

開催のお知らせ

新潟県商工会連合会では、今後創業する予定の女性や、創業して間もない女性を対象に、スムーズな創業を後押しするため、五日間の集中セミナーを開催します。

【日時】

平成二十七年十月十七日(土)、

二十四日(土)、三十一日(土)、

十一月十四日(土)、二十八日(土)

各午前九時三十分〜午後四時三十分

【申込・詳細等】

同封したチラシをご覧ください。

永年勤続表彰者表彰の

表彰申請について

商工会では、会員事業所に勤務する従業員に対し、事業主の申請により表彰を行っております。勤続年数が三十年、二十年、十年の対象者が在籍する事業所におかれましては、表彰申請についてご検討ください。

【申込・詳細等】

同封した案内文書をご覧ください。

社会保障・税番号制度

(マイナンバー) 制度について

九月十八日(金)に小須戸商工会において行われた、マイナンバー実務研修会における内容につきまして内容を抜粋してご紹介いたします。

【概要】

行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤を作るために、個人と法人に対して付番するものです。付番することにより本人確認と情報連携という機能を持たせ、行政機関で個人情報 の突合せができるようになります。 ※情報を一つの場所で管理するわけではありません。今まで通りの各行政機関による分散管理です。

【マイナンバーでこう変わる】

- ① 行政手続きの簡略化
- ・ 個人番号カードが身分証明書に
- ・ コンビニで住民票などの取得
- ・ 専用のインターネットサイトで予防接種の案内を取得
- ・ 各種の給付申請で住民票などの添

付が不要

- ・ 引越し時の水道、ガス、電力の一括住所変更が可能
- ② 徴税の公平性向上
- ・ 源泉徴収票や確定申告などで番号を記入
- ・ 銀行口座と紐づけて資産を把握
- ・ 医療費控除で領収書不要に
- ③ 医療への活用
- ・ メタボ健診の受診情報を転職先の健康保険組合に引継ぎ
- ・ 個人番号カードが健康保険証に
- ・ マイナンバーと医療番号を連動したカルテ、診療報酬明細(レセプト)情報の活用

※内容については確定ではありません。

また導入時期についてもそれぞれ異なりますのでご注意ください。

【利用場所】

社会保障(年金・労働・医療・福祉)、税及び災害対策分野の中で行政手続きのみに利用でき、それ以外の場合には本人の同意があっても利用できません。

【導入時期】

平成二十七年十月五日以降、日本に居住する一人一人に市町村から住民票の所在地に、十二桁の番号が記載された「通知カード」が簡易書留により送付されます。やむを得ない

理由で郵送先を変更したい方は届出が必要です。

【運用開始】

平成二十八年一月から交付申請者への写真付きの「個人番号カード」の交付が始まり、国の行政機関でマイナンバーの利用が開始されます。

個人番号カードの交付は、交付申請が必要となり、受取は本人が窓口において通知カードと交換になります。個人番号カードの裏面は行政機関や雇用主などが利用目的範囲内においてコピー可能です。本人の同意があっても目的外的のコピーやメモは禁止されています。



【マイナンバー制度の整備】

行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どこでやりとり

したのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報、自分に対してのお知らせ情報等を自宅のパソコンから確認できる制度を整備します。運用開始は平成二十九年一月の予定です。

【法人番号】

法人に対しても、法人番号を十三桁で指定します。利用範囲に制約はなく、インターネットで公表を予定しています。公表される情報は、①商号又は名称②本店又は主たる事務所の所在地③法人番号の三項目です。

【マイナンバー制度の将来構想】

平成三十年以降、預金口座への付番や医療分野への拡大、その他利用範囲の拡充が考えられています。

【実務の流れ】

平成二十七年十月五日以降

：個人番号通知が開始。従業員及びその家族のマイナンバーの取得。

平成二十八年一月

：番号利用開始。税務関係の申請書・届出書、雇用保険関係の届出書等への番号の記載。

平成二十八年十二月

：税務関係の申告書、法定調書等への番号記載開始の準備。

平成二十九年一月

：税務関係の申告書、法定調書等

：税務関係の申告書、法定調書等

への番号の記載開始。健康保険、厚生年金保険関係の届出書等への番号の記載開始。

【準備について】

マイナンバーは従業員等（パート、アルバイト、扶養家族）についても取得が必要になりますが、取得にあたり社内規定の見直しや、システム対応、安全管理措置等の対策が必要となります。取扱いを誤ると罰則（懲役や罰金）が科されますのでご注意ください。従業員規模により対応が異なりますが、従業員百人以下の規模についてご紹介します。

①基本方針の策定

マイナンバーの取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の項目を含む基本方針を策定することが重要です。

- ・事業者名称
 - ・関係法令、ガイドライン等の遵守
 - ・安全管理措置に関する事項
 - ・質問および苦情処理の窓口 等
 - ②取扱規定の策定
- 事務の流れを整備し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規定等を策定しなければなりません。
- ③安全管理措置
- 責任者と事務担当者を区分する、

個人情報等の取扱状況のわかる記録

を保存する、パソコンのパスワードの設定、持ち運びの際の方法の策定、削除・廃棄の確認、事務担当者の限定、取り扱うパソコンの限定などの措置をとる必要があります。

【取得について】

従業員等についての取得にあたり、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要で、明示には利用目的通知書を発行するか、就業規則に利用目的（「源泉徴収票作成事務」など特定する必要はありません）を記載します。本人確認は左記いずれかを本人が持つてくることで確認します。

①個人番号カード

②通知カードと運転免許証等

税の年末調整事務における扶養家族の本人確認は従業員が行いますが、国民年金第三号被保険者の場合は本人が事業主に対して届出を行う必要があるため、従業員が代理で行う場合は委任状が必要です。

【保管・廃棄について】

事務処理の必要がなくなった場合書類の保存期間を経過した場合は速やかに廃棄（粉砕、溶解、焼却）、削除が必要です。年や年度毎の管理や、廃棄・削除の記録の保存も必要です。